

令和7年12月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年(ワ)第10998号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和7年8月19日

判 決

5

主 文

- 1 被告A及び被告Bは、原告に対し、連帯して、290万8446円及びこれ
に対する令和2年9月10日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払
え。
- 10 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告に生じた費用の9分の1及び被告Aに生じた費用の3分の
1を被告Aの、原告に生じた費用の9分の1及び被告Bに生じた費用の3分の
1を被告Bの、原告に生じたその余の費用、被告Aに生じたその余の費用、被
告Bに生じたその余の費用及び被告C区に生じた費用を原告の負担とする。
- 15 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告らは、原告に対し、連帯して、949万9263円及びこれに対する令
和2年9月10日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

20 第2 事案の概要等

1 事案の骨子

本件は、令和2年9月10日当時C区立D小学校（以下「本件小学校」とい
う。）に在籍し、小学5年生であった原告が、同日、同じクラスの児童であっ
たE（以下「E」という。）から暴行を受け、顔面打撲、PTSD、全身の痛
み、左眼の視野の一部が欠損する（心因性視力障害）等の症状を発症し、身体
25 的及び精神的損害を被った旨主張し、被告C区に対しては国家賠償法（以下

「国賠法」という。) 1条1項に基づき、Eの両親である被告A及び被告B
(以下、被告A及び被告Bを併せて「被告A及びB」ということがある。)に
対しては民法714条1項に基づき、損害賠償金949万9263円及びこれ
に対する不法行為日である令和2年9月10日から支払済みまで民法所定の年
5 3%の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

2 前提事実(当事者間に争いがないか、又は後記各証拠若しくは弁論の全趣旨
により容易に認められる事実)

(1) 当事者等

ア 原告は、平成28年4月に本件小学校に入学し、小学6年生まで在籍し
10 た。

イ Eは、平成28年4月に本件小学校に入学し、令和2年11月20日に
転居するまでの期間、本件小学校に在籍していた。Eは、同年9月10日
当時、10歳であった。

ウ 被告AはEの父であり、被告BはEの母である。

エ 被告C区は、本件小学校を設置する地方公共団体である。
15

(2) 事実経過

ア 原告及びEは、本件小学校において、小学5年生に進級して初めて同じ
クラスになった。

原告とEとの間では、令和2年9月8日から同月10日までの間、身体
20 的な接触があった(その態様については当事者間に争いがある。)

イ C区教育委員会いじめ問題対策委員会(以下「本件いじめ対策委」とい
う。)は、令和3年10月29日付けで、原告とEとの間のトラブルにつ
いて、調査報告書を作成した(甲2。以下「本件報告書」という。)

本件報告書には、「被害児童(原告のことである。以下同じ。)は、同級
25 児童である児童A(Eのことである。以下同じ。)から、9月8日から同
月9日までの間、複数回、殴る、蹴るなどをされており、また、同月10

日には、児童Aの殴る等の行為により左目を負傷し、現在も、視野の一部が欠け、また、全身の痛みを感じる等の症状がある。」「9月8日から同月10日にかけての児童Aの被害児童に対する各行為は・・・いじめ防止対策推進法2条1項の規定する「いじめ」に該当するものと認められる。」との記載がある（甲2【31～32頁】）。

3 争点

- (1) Eの原告に対する暴行行為（令和2年9月10日の5時間目と6時間目の間の休み時間に行われた一連の暴行行為）の有無（争点1）
- (2) 被告C区の国賠法1条1項に基づく責任の有無（争点2）
- (3) 被告A及びBの民法714条1項に基づく監督者責任の有無（争点3）
- (4) 正当防衛又は過剰防衛の成否（争点4）
- (5) 原告の損害（争点5）

4 争点に対する当事者の主張

- (1) 争点1（Eの原告に対する暴行行為（令和2年9月10日の5時間目と6時間目の間の休み時間に行われた一連の暴行行為）の有無）について（原告の主張）

令和2年9月10日の5時間目と6時間目の間の休み時間の際、教室において、Eが原告の肩を叩いたので、原告は殴られるのを嫌がり教室後方へ歩いて移動した。Eは原告の後についていき、原告の背中を叩いた。その後、向かい合った状態になり、Eは原告を3回以上殴った。この際、原告の掛けていた眼鏡の上から、原告の左眼付近にEの拳が当たり、原告の眼鏡のフレームが歪んだ。

その後、Eは、原告の太もも辺りを蹴り、Eは原告に足をかけて転倒させた。さらに、Eは、転倒した原告の背中に座り、臀部を原告の背中に乗せて跳ね、原告を背中側から押さえた。

原告はEを払いのけて立ち上がろうとして、床に左手をついたところ、E

は原告の左首付近を蹴り、原告は再び床に臥せた。

(被告C区の主張)

原告の主張が、本件報告書において認定された事実（以下「本件いじめ対策委認定事実」という。）と概ね一致していることは認める。ただし、本件報告書における事実の認定は、関係者の民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない上、児童の一部から直接の聞き取りができず、調査には一定の限界があったことは否定できないとされており、民事上の責任の成否の前提となる事実の認定としては必ずしも十分ではない部分がある。

また、本件いじめ対策委認定事実は、Eが、向かい合って原告を殴った際に「児童Aのパンチが当たり、眼鏡フレームが歪んだ」というもので、これを「被害児童、目撃した児童及び児童Aの供述に基づくものである」としているが、他方で、Eは「起き上がろうとする被害児童の左側の横顔を右足で蹴り、眼鏡が飛んだ」と供述しているとしており、本件いじめ対策委認定事実は、必ずしもEの供述と一致していない。

(被告A及びBの主張)

ア 令和2年9月10日、原告とEとの間で、教室内で身体的接触があったことは争わない。

イ 令和2年9月10日の5時間目と6時間目の間の休み時間の事実経過は次のとおりである。

自席に座っていた原告の背中をEが軽く触れたところ、原告は教室後方のメダカ水槽の方に歩いていったのでEはついていった。Eがいつものように軽く背中にパンチをしたり、原告の脇腹を蹴ったりし、原告が「男のくせに弱いな」「キック弱いな」と煽るような発言をするというやり取りがあった。

原告は、Eに対し、「人生負け組だ。」と侮辱する発言をし、右足でEの

股間を強く蹴り上げた。Eは急所の激痛に悶絶し、原告に足を引っかける反撃をして前に転ばせた。Eは、起き上がろうとする原告の首辺りを蹴ったところ、右足が原告の左頬辺りに当たって原告は倒れた。その時、原告の眼鏡が飛んだ。その後、チャイムが鳴り、Eと原告はそれぞれ自席に戻った。

5

(2) 争点2 (被告C区の国賠法1条1項に基づく責任の有無) について

(原告の主張)

ア 原告とEの担任教諭であったG教諭(以下「G」という。)は、Eによる令和2年9月10日の5時間目と6時間目の間の休み時間における暴行行為を含む原告に対する度重なる暴行行為に気付くことができなかったものであり、それに気付くことができない正当な理由も存在しないところ、いじめ防止対策推進法に定める教職員の責務に反するものであることは明らかであり、その他学校教職員としての職務遂行上の義務に反するものであることは明らかである。そして、本件小学校が被告C区の設置した小学校であり、Gが被告C区の公務員であるところ、公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたものであることから、被告C区は、国賠法1条1項に基づき、原告に対して損害賠償責任を負う。

10

15

イ 本件において、G及び同人を監督する立場にあった本件小学校のH校長(以下「H」という。)は、Eの従前の問題行動及び原告の従前の訴えの内容から、Eが原告を含む、E以外の本件小学校に在籍する児童一般(少なくとも同学年、同クラスに在籍する児童一般)に対して加害行為に及ぶ危険性を予見し得たのであるから、Eが原告を始めとする他の児童に対して加害行為を行うことを予見すべき義務があり、当該加害行為に及ぶ事態が発生しないよう、Eの行動に注意を払い、適切な指導監督を行って、Eの他の児童に対する加害行為を防止する義務があった。しかし、担任教諭

20

25

であるGは漫然とこれを放置し、Eの加害行為によって原告は負傷した。

よって、G及び同人から報告を受けるべき立場にあったHには過失が認められ、国賠法1条1項の適用上違法となる。

(被告C区の主張)

5 ア Eによる原告に対する暴行は、小学5年生のクラスで、わずか5分間の
休み時間に発生したものである。児童の年齢を踏まえれば、担任教諭は、
5分間の休み時間に常時教室内を監視する義務を負うものではない。また、
Gは、教室の前方窓際にある自席で授業準備に取り組んでいたもので、休
み時間は騒がしいのが常であり、教室後方で起きている物音に気付くこと
10 は困難である。さらに、児童の一部が教室後方で何かを取り囲んでいても、
それをもって注意を払うべき状況であるとはいえない。

仮に、原告主張の損害（心因性視力障害）が顔面への暴行とその際の目
への加害に起因して生じたものであり、かつ原告主張の経緯で顔面への暴
行を受けた（Eに肩を叩かれた原告が教室後方に移動後、向かい合った際
15 に顔面を殴られた）のだとすれば、Eから肩を叩かれた原告が教室後方に
移動する際又は原告とEが向かい合った瞬間に結果回避措置をとるべきこ
とになるが、当該時点において、Gが「顔面への暴行」を予見することは
およそ不可能であり、結果回避可能性は認められない。

イ 原告の主張イについて、原告の主張する事実については知らないし否認
20 する。また、仮にそのような事実があったとしても、令和2年9月10日
の放課後に原告の父母からの申告があるまで、Eによるいじめ被害の申告
は誰からもなかったのであり、具体的ないじめ被害の申告があったわけ
ではないのに、特定の児童を、あたかもいじめ加害児童であるかのように扱
い、他の児童と接触しないよう注意し、常時見守りや隔離措置等の対応を
25 する注意義務があるとはいえない。

(3) 争点3（被告A及びBの民法714条1項に基づく監督者責任の有無）に

ついて

(原告の主張)

Eによる暴行がなされた令和2年9月10日時点で、Eの年齢は10歳6
5 か月であり、かつ、自己の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかった
ことは明らかである。

したがって、Eの両親であり監督義務者である被告A及びBは、原告に対
し、民法714条1項に基づき監督義務者としての損害賠償責任を負う。

(被告A及びBの主張)

令和2年9月10日時点でEの年齢が10歳6か月であったことは認め、
10 その余は争う。

仮にEの行為により原告が身体を損傷したとしても、被告A及びBは監督
義務者としての責任を果たしており、本件は被告A及びBの手の届かない学
校内での事故であり、被告A及びBが損害賠償責任を負うものではない。

(4) 争点4 (正当防衛又は過剰防衛の成否) について

15 (被告A及びBの主張)

本件における事故の状況は、「原告が、Eに対し、「人生負け組だ。」と侮
辱する発言をし、右足でEの股間を強く蹴り上げた。Eは急所の激痛に悶絶
し、原告に足を引っ掛ける反撃をして前に転ばせた。Eは、起き上がろうと
する原告の首辺りを蹴ったところ、右足が原告の左頬辺りに当たって原告は
20 倒れた。」というものであり、また、Eの行為によって原告に傷害の結果が
生じたことを証するに足る証拠はない。

上記のEの行為は正当防衛の範囲を超えるものではなく、違法性はない。
仮に正当防衛の範囲を超えているとしても、過剰防衛として評価されるべき
である。

25 (原告の主張)

被告A及びBの主張の事実は全て否認し、正当防衛との主張は争う。

被告A及びBの主張は、本件いじめ対策委認定事実とも反するものであるし、Eが原告に暴行を加えた際の客観的な状況にも反する不合理なものである。

(5) 争点5 (原告の損害) について

5 (原告の主張)

ア	治療費	1万8906円
イ	交通費	8050円
ウ	書類開示請求費用	6040円
エ	郵便費用	1564円
10	オ 傷害(通院)慰謝料	188万0000円
	カ 後遺障害慰謝料	110万0000円

15 原告は、Eの暴行により、顔面打撲の傷害を負ったうえ、心因性の負荷がかかり、身体表現性障害(心的外傷後ストレス障害)との診断を受け、視野の一部が欠損するなどの症状(心因性視力障害)が生じ、現在も当該症状に悩まされている。

よって、原告は、Eの暴行により、「局部に神経症状を残」したものといえ、後遺障害等級14級9号相当の後遺障害が残存したものといえる。

キ 逸失利益 562万1134円

20 上記のとおり、原告には後遺障害等級14級9号相当の後遺障害が残存している。当該後遺障害により、原告の視野の一部が欠損しており、日常生活に一定の影響が及んでいる。また、現時点において、症状が改善する見通しにつき、医師からの説明はない。

25 そうであれば、原告は、将来的に稼働するに当たり、労働能力の一部が制限される蓋然性が高いといえ、その労働能力喪失率は5%とすべきである。

原告は、事故発生時に10歳であったが、就労の蓋然性が高い18歳か

ら67歳までを就労期間とすると、同期間のライプニッツ係数は20.1312であり、賃金センサス男性学歴計全年齢である558万4500円を用いて下記のとおり計算するのが妥当である。

(計算式) 558万4500円×5%×20.1312=562万1134円

ク 弁護士費用相当損害額 86万3569円

(被告C区の主張)

ア 原告の主張アからエまでについて
支出自体は認め、因果関係は争う。

イ 原告の主張オからクまでについて
争う。

(被告A及びBの主張)

ア 原告の主張アからエまでについて
記載の金額を支出したことは不知。Eの行為との因果関係は争う。

イ 原告の主張オからクまでについて
否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実、後記各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 事実経過等

ア 原告及びEは、いずれも本件小学校に1年生の時から通学していたが、5年生に進級して、初めて同じクラスに在籍することとなった。Eは、本件の後である令和2年11月、本件小学校から他の小学校に転校し、以降、本件小学校には通学していない。(甲2【12頁】)

イ 令和2年9月7日以前、原告とEは、特段仲が良いという関係にはなかった。Eは、同年の夏休み明けである同年8月25日以降、休み時間に、

原告に対し、教室内で、ボクシングのように互いに手や足を出す等といった身体が接触する行為（以下「ボクシングのまねごと」という。）を行うことがあった。このボクシングのまねごとは、常にEから原告に対し開始された。

5 (以上につき、甲2【16頁】、甲29【1頁】、丙7【1頁】、証人E【3～5頁】)

ウ 令和2年9月8日の出来事

原告は、令和2年9月8日、教室に置かれた段ボールに何者かによりされた落書きについて、Eに注意をしたことがあった。

10 また、同日の休み時間、原告とEの間で、身体的接触があった。

(以上につき、甲2【16頁】、甲29【4～5頁】、丙7【2頁】、証人E【20頁】、原告本人【4～7、43～44頁】)

エ 令和2年9月9日の出来事

15 令和2年9月9日の休み時間、教室後方でEが原告を殴った（甲2【17頁】、甲29【5頁】、丙7【2頁】、証人E【21頁】、原告本人【7～8、30頁】）。

オ 令和2年9月10日の出来事

20 令和2年9月10日の2時間目と3時間目の間の20分休みや、3時間目と4時間目の間の5分休みの間、原告とEの間には、殴る、蹴る等の身体的接触があった（甲2【17～18頁】、甲29【5頁】、原告本人【7～8頁】）。

25 4時間目の図書室の時間、図書室のカウンター付近にEと他の児童がいたところ、原告とEとの間で、原告が列に割り込んだか否かについてトラブルになり、これをきっかけに、Eが原告の腹部を数回拳で殴った。これに対し、原告も殴打に応じて応戦する等した。（甲2【18頁】、甲29【5頁】、丙7【2頁】、証人E【7、23～24頁】、原告本人【8～10頁】）

5 時間目と6時間目の間の5分休みの際、教室でEが原告の肩を叩くと、原告が教室後方へ歩いて移動した。Eも後をついていき、原告の背中を叩いた。向かい合った後、Eは原告を3回以上殴った。この際、眼鏡の上から左眼付近にEの拳が当たり、眼鏡のフレームが歪んだ。さらに、Eが原告の太もも辺りを蹴り、Eは原告に足をかけて原告を転倒させ、Eは原告の背中に座り、跳ねる等した。これに対し、原告はEを払いのけ、その後、Eは立ち上がった。原告は、床に左手をついて半分体を起こしている状態から立ち上がろうとしたが、その時、Eは、原告の左首付近を蹴り、原告は再び床に臥せた。(甲2【18～19頁】、甲29【6～7頁】、丙7【3～4頁】、証人E【9～11、13～14、24～29頁】、原告本人【10～12、32～35、46～47、52～56頁】)

10 カ 原告は、令和2年9月8日や同月9日における上記ウ及びエ記載のEとの身体的接触について、担任教諭のGや原告の両親に報告することはなかった(原告本人【28～29、31～32、44～45頁】)。

15 また、原告は、同月10日における上記オ記載の出来事について、担任教諭のGに報告することはなかった(原告本人【13、50～51頁】)。

(2) 原告の負傷状況等

ア 原告の治療経過等

20 原告は、令和2年9月10日、医療法人社団I眼科クリニック(以下「I眼科」という。)を受診し、眼が開かないことや痛みがあること等を訴えたところ、翌日まで経過観察となった。

原告は、同月11日、再度I眼科を受診した。そこで、原告は、J病院(以下「J病院」という。)の紹介を受け、同日、J病院の眼科及び小児科を受診し、「左目がぼやけてみづらい、色が違って見える、左眼で見るとダブって見える」と訴えたが、器質的異常はなく、経過観察となった。
25 その後、原告は、同月12日、視野が欠けているという症状を感じ、I眼

科を受診したところ、器質的異常はなく、経過観察となった。

原告は、同月16日、J病院の小児科及び眼科を受診し、「色やダブりはよくなってきたが、左眼の真ん中が白く抜けてみづらい」と訴えた。原告は、同日、J病院の眼科で、顔面打撲の診断を受けた。その後、原告は、
5 同月24日、J病院の眼科及び小児科を受診したが、器質的な異常はなかったところ、同日、小児科の医師から、心療内科を受診するように言われた。そこで、原告は、同年10月7日、心療内科である医療法人社団Kクリニック（以下「Kクリニック」という。）を受診し、PTSDとの診断を受けた。

10 原告は、令和3年3月30日、J病院において、身体表現性障害との診断を受けた。また、原告は、令和5年12月14日、J病院において、心因性視力障害との診断を受けた。

（以上につき、甲3、4、9、14、15の1及び2、甲16の1、甲29【9～13頁】、原告本人【15～22頁】）

15 イ 原告の通院期間

原告は、本件により被った傷害の治療のために、令和2年9月11日から令和4年3月10日までJ病院に11回、令和2年9月10日から令和4年7月28日までI眼科に4回、令和2年10月7日から令和4年12月10日までKクリニックに6回、それぞれ通院した（甲6から8まで）。

20 (3) 事実認定の補足説明

ア 前記(1)オにおいて認定した令和2年9月10日の5時間目と6時間目の間の休み時間の出来事は、おおむね本件いじめ対策委の調査結果（甲2。本件いじめ対策委認定事実）に沿うものであるといえる。

25 本件いじめ対策委は、原告、E及び本件について目撃した児童の供述に基づき、本件いじめ対策委認定事実を認定しているところ、本件いじめ対策委の委員又は専門委員は弁護士や大学教授等の専門家であり、第三者の

立場で調査を行っている一方で（甲2）、原告ないしその親族又はEないしその親族との間に利害関係があることは証拠上認められないから、あえて事実と異なる認定をする動機はないといえる。また、本件いじめ対策委は、原告及びその保護者並びに被告Aを含む関係者に対する聞き取り調査に加え、本件小学校の児童、教職員及び保護者に対するアンケート調査を実施するとともに、本件小学校が実施した聞き取り調査の内容も踏まえて認定判断をしているところ（甲2）、その調査方法や判断過程に特段不適切な点はうかがわれない。そして、原告本人もおおむね本件いじめ対策委認定事実に沿った供述をしていることも併せ考慮すれば、本件いじめ対策委の調査結果はその根幹において信用することができ、これを採用することができる。

イ 一方で、被告A及びBは、令和2年9月10日の5時間目と6時間目の間の休み時間の出来事について、「原告が、Eに対し、「人生負け組だ。」と侮辱する発言をし、右足でEの股間を強く蹴り上げた。Eは急所の激痛に悶絶し、原告に足を引っ掛ける反撃をして前に転ばせた。Eは、起き上がろうとする原告の首辺りを蹴ったところ、右足が原告の左頬辺りに当たって原告は倒れた。」というものであった旨主張し、証人Eはこれに沿う供述等をする（丙7【3頁】、証人E【9～11、13～14、24～29頁】）。

しかし、原告が上記の発言をしたことについては、原告がこれを否認するほか、上記出来事の場に居合わせた他の児童からも原告がそのような発言をしたとの供述はされていないこと（甲2、26の1）から、直ちには採用することはできない。他方、原告がEの股間を蹴り上げたとの点については、これに沿う他の児童の供述や原告本人の供述もみられるところであるが（甲2、26の1及び2）、仮にこのような事実があったとしても、(1)オに認定した事実を左右するものではないし、また、後に述べるとお

り、このような事実があったことが上記出来事の全体的な評価を左右するものでもない。

2 争点1 (Eの原告に対する暴行行為(令和2年9月10日の5時間目と6時間目の間の休み時間に行われた一連の暴行行為)の有無)について

5 令和2年9月10日の5時間目と6時間目の間の休み時間にEが原告に対し行った行為は、前記認定事実(1)オ記載のとおりである(以下、Eが原告に対し行った同行為を「本件暴行」という。)

そして、Eの証言を前提にしても、本件暴行以前に行われたEの原告に対する「ボクシングのまねごと」と称する行為は専らEから開始しており(認定事
10 実(1)イ)、本件暴行も、Eが、ボクシングのまねごとをすると称して原告の肩を叩いたことが契機となったこと(証人E【9頁】)を併せ考慮すると、本件暴行は、専らEにより開始され、それが継続されたものとみるべきである。また、本件暴行の態様をみても、Eが複数回にわたり原告の身体を手拳で殴るとともに、左眼付近を手拳で殴り、また、足をかけて転倒させ、その背中に座り、
15 跳ねるといった危険性の高い行為を執ように行っているものであり、これを全体を通じてみれば、Eが原告に対し、一方的に暴行を加えたものであり、その過程で原告がEを蹴るなどの行為があったとしても、それは防御活動の域を超えるものではないというべきである。

したがって、本件暴行は、原告に対する違法な権利侵害であるというべきで
20 ある。

3 争点2 (被告C区の国賠法1条1項に基づく責任の有無)について

(1) 学校の教職員は、学校における教育活動によって生ずるおそれのある危険
から児童・生徒を保護すべき義務を負うことから(最高裁昭和59年(オ)
第434号同62年2月13日第二小法廷判決・民集41巻1号95頁参
25 照)、本件小学校の教職員にそのような義務違反があったと認められるか否かを検討する。

(2) 原告は、担任教諭のGは、Eによる本件暴行を含む原告に対する度重なる暴行行為に気付くことができなかつたものであり、それに気付くことができない正当な理由も存在せず、教職員としての職務遂行上の義務に反する旨主張する。

5 前記認定事実によれば、令和2年9月8日から同月10日に至るまで、原告とEとの間で複数回の身体的接触があつたことは認められる一方で、原告は、これらの一連の出来事について、担任教諭のGに報告することはなかつたことが認められる。

10 加えて、前記認定事実のとおり、原告とEとの間で複数回の身体的接触があつたのは、令和2年9月8日から同月10日までの期間であり、その多くが休み時間に教室内で行われたものであつたところ、教室内には複数の児童がおり、特定の児童の行動を常に注視することは困難であることに加え、それぞれの身体的接触が休み時間等の短い時間に行われたものであつたこと、
15 上記身体的接触があつた期間は令和2年9月8日から10日までの3日間という短期間であつたこと等を考慮すれば、担任教諭のGが原告とEとの間の身体的接触を容易に認識し得たものとは認められないし、その他、Gが、これを認識し得たことを認めるに足りる証拠はない。

そうだとすれば、Gが同事実を認識していなかつたからといって、これが直ちに職務遂行上の義務に反するものとは認められない。

20 (3) また、原告は、担任教諭のG及び同人を監督する立場にあつた校長のHは、Eが原告を含む他の児童に対し加害行為に及ぶ危険性を予見し得たものであり、これを防止する義務があつた旨主張する。

この点について、原告は、Eが小学1年生の時から学年全体で危険人物として認識されていたことや、Eが本件以前から他の児童に対し暴行を加えて
25 いた旨供述する（原告本人【2～3頁】）ものの、これを基礎付ける客観的な証拠はなく、他に本件小学校の教職員が、Eの言動を他の児童との比較に

において特に注視し、他の児童に対する危害を防止するための特段の措置をとらなければならなかったことを基礎付けるに足りる事情は証拠上認められない。そのため、原告の上記主張は採用することができない。

(4) よって、GやHに職務上の義務違反があったということはできず、原告の
5 被告C区に対する請求は理由がない。

4 争点3（被告A及びBの民法714条1項に基づく監督者責任の有無）について

本件暴行が、原告に対する違法な権利侵害であることは既に述べたとおりであるところ、Eは、令和2年9月10日当時10歳であり、自己の行為の責任
10 を弁識するに足りる知能を備えていなかったと認められることに照らせば、被告A及びBは、Eの親権者として、民法714条1項の規定により、Eが原告に加えた損害を賠償する責任を負うというべきである。

他方、被告A及びBは、同被告らにおいてEの監督義務を怠らなかったとの趣旨の主張をするが、これを認めるに足りる的確な証拠はない。

15 5 争点4（正当防衛又は過剰防衛の成否）について

被告A及びBは、令和2年9月10日の5時間目と6時間目の間の休み時間の出来事について、「原告が、Eに対し、「人生負け組だ。」と侮辱する発言をし、右足でEの股間を強く蹴り上げた。Eは急所の激痛に悶絶し、原告に足を引っかけ反撃をして前に転ばせた。Eは、起き上がろうとする原告の首辺りを蹴ったところ、右足が原告の左頬辺りに当たって原告は倒れた。」というものであり、Eの行為は正当防衛の範囲を超えるものではなく、違法性はないし、仮に正当防衛の範囲を超えているとしても、過剰防衛として評価されるべきである旨主張し、証人Eはこれに沿う供述等をする（丙7【3頁】、証人E【9～11、13～14、24～29頁】）。

25 しかし、本件暴行の際に原告がEを侮辱する発言をした事実が認められないことは既に述べたとおりであるし、これを措くとしても、そのような発言があ

ったことが本件暴行が正当防衛又は過剰防衛に当たることを基礎付けるものではない。また、仮に、本件暴行の過程で原告がEの暴行に応戦し、Eを蹴るなどの行為があったとしても、それが本件暴行に対する防御活動の域を出るものではないことは既に述べたとおりである。したがって、被告A及びBの上記主張は採用することができない。

なお、付言するに、上記に述べたところによれば、本件暴行により原告が負傷したことに付き、原告に過失相殺の対象となる過失があったとも認め難い。

6 争点5（原告の損害）について

(1) 治療費 1万8906円

前記認定事実によれば、原告は、本件暴行により被った傷害の治療のために、令和2年9月11日から令和4年3月10日までJ病院に、令和2年9月10日から令和4年7月28日までI眼科に、令和2年10月7日から令和4年12月10日までKクリニックに、それぞれ通院し、証拠（甲6から8まで）によれば、原告は、上記各通院のために、合計1万8906円を要したことが認められ、これは本件暴行と相当因果関係のある損害と認められる。

(2) 交通費 8050円

証拠（甲10、11）によれば、原告は、通院等のための駐車場代として、合計8050円を要したことが認められ、これは本件暴行と相当因果関係のある損害と認められる。

(3) 書類開示請求費用 6040円

証拠（甲12）によれば、原告は、本件暴行による損害賠償請求の準備として、被告C区に対し、被告C区の調査結果について開示請求をするために合計6040円を要したことが認められ、これは本件暴行と相当因果関係のある損害と認められる。

(4) 郵便費用 1564円

証拠（甲 1 3）によれば、原告は、本件暴行による損害賠償請求の準備として、弁護士に対し書類を郵送するため、郵便費用として合計 1 5 6 4 円を要したことが認められ、これは本件暴行と相当因果関係のある損害と認められる。

5 (5) 傷害（通院）慰謝料 5 0 万円

前記認定事実によれば、原告は、E の本件暴行によって相当の精神的苦痛を受けたものと認められる。

そして、通院期間やその回数に加え、E による本件暴行が故意によるものであったこと等本件に顕れた一切の事情を総合的に考慮すれば、本件暴行と
10 相当因果関係の認められる傷害（通院）慰謝料は 5 0 万円とするのが相当である。

(6) 後遺障害慰謝料 1 1 0 万円

前記認定事実によれば、原告は、本件暴行のあった令和 2 年 9 月 1 0 日の翌日である同月 1 1 日から、J 病院において、「左目がぼやけてみづらい、
15 色が違って見える、左眼で見るとダブって見える」等と訴えており、その後も、同月 1 6 日には、「左眼の真ん中が白く抜けてみづらい」との症状を訴えており、本件暴行直後から一貫して左眼に症状があることを訴えていたことが認められる。その一方で、医療機関での診察によっても原告の左眼に器
20 質的異常は見当たらなかったことは確かであるが、本件暴行に至る経緯や本件暴行の態様等からすれば、本件暴行により原告に一定期間継続する心因性の障害が生じたとしても不自然ではない上に、原告が医療機関から P T S D、
身体表現性障害及び心因性視力障害の診断を受けているところ、そのような診断内容が不合理であることをうかがわせる具体的な事情は証拠上見当たらないことを考慮すれば、本件暴行により、原告の左眼の視野を欠損させる心
25 因性の障害が生じ、それが残存したものと認められ、これは、「局部に神経症状を残すもの」として、自動車損害賠償保障法施行令別表第 2 に規定する

後遺障害等級14級9号「局部に神経症状を残すもの」に相当する後遺障害であると認められる（なお、原告の精神科ないし心療内科における診療経過の詳細が記録された文書が証拠として提出されていないことは、上記認定を左右しない。）。

5 そうだとすれば、原告に残存した後遺障害の内容及び程度（後遺障害等級14級9号）等に鑑み、本件暴行と相当因果関係の認められる後遺障害慰謝料は、110万円と認めるのが相当である。

(7) 後遺障害逸失利益 100万9482円

10 原告は、本件暴行当時10歳の小学生であったことに鑑みると、原告の逸失利益を算定するに当たっては、基礎収入額につき賃金センサスの男子学歴計全年齢平均賃金を採用するのが相当であり、原告の主張のとおり令和2年賃金センサスを採用して、基礎収入額を年額558万4500円と認める。

15 前記のとおり、原告には、後遺障害等級14級9号に相当する後遺障害が認められ、労働能力喪失率は5%と認められる。一方で、原告に残存した後遺障害は心因性のものであり、原告の視野欠損の症状は改善傾向にあり、原告が本件のことを考えていない時には症状は落ち着いている旨供述等していること（甲29【13頁】、原告本人【1、56頁】）、今後時間の経過によりさらに改善する可能性が十分にあること等を考慮すれば、労働能力喪失期間は、就労が想定することができる年齢である18歳に達した後5年間と認めるのが相当である。

20 以上より、原告は、18歳からの5年間、5%の労働能力を喪失したと認められ、これを基に逸失利益を算定すると、次の計算式のとおり、100万9482円と認められる。

25 (計算式) 558万4500円×5%×3.6153（本件暴行時から23歳までのライブニッツ係数10.6350から、本件暴行時から18歳までのライブニッツ係数7.0197を差し引いたもの）

= 100万9482円

(8) 弁護士費用

上記(1)から(7)までの合計額は264万4042円であるところ、本件事案の内容、認容額等に照らし、本件暴行と相当因果関係のある弁護士費用は
5 26万4404円と認めるのが相当である。

(9) 合計 290万8446円

第4 結論

よって、原告の請求は主文記載の限度で理由があるからこれを認容し、その
余の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

10 東京地方裁判所民事第42部

裁判長裁判官 衣斐 瑞穂

15

裁判官 渡邊 裕美

20

裁判官 東郷 将也